

JPモルガン・グローバル・ハイブリッド証券ファンド

（為替ヘッジなし、毎月決算型）／（為替ヘッジあり、毎月決算型）
（愛称：ザ・ハイブリッド・コレクション）

追加型投信／海外／債券

2026.8.27

この目論見書により行うJPモルガン・グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）およびJPモルガン・グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり、毎月決算型）（以下総称してもしくは個別に「ファンド」と、またはそれぞれを「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月26日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力が発生するまでに、当該目論見書の記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認ください。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第330号
設立年月日 1990年10月18日
資本金 2,218百万円（2026年6月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額
54,779億円（2026年6月末現在）

照会先

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してまいりますようお願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジなし	追加型	海外	債券	その他資産 （投資信託証券 （債券 その他債券））	年12回 （毎月）	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	なし
為替ヘッジあり								あり （フルヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：https://www.imaj.or.jp/

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

先進国*1の金融機関および事業会社により発行されるハイブリッド証券*2を実質的な主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

*1 「先進国」とは、経済が大きく発展していると運用委託先が判断する国々をいいます。運用委託先については、後記「ファンドの特色5」をご参照ください。
*2 「ハイブリッド証券」とは、劣後債、優先証券、偶発転換社債等の社債その他の債券を言います。詳細については、後記「ファンドの特色1」をご参照ください。

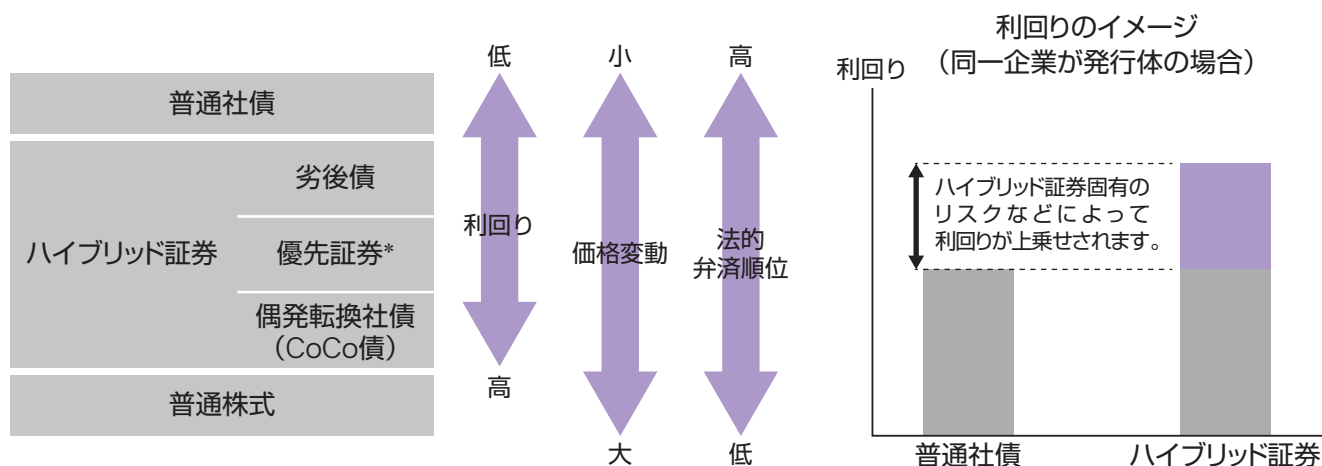
ファンドの特色

1 主として先進国の金融機関および事業会社により発行されるハイブリッド証券に投資します。

先進国の金融機関および事業会社により発行されるハイブリッド証券以外の社債ならびに先進国の国債等に投資する場合があります。

ハイブリッド証券とは

- ・ハイブリッド証券とは「資本」と「負債」の性質を併せ持った証券で、具体的には、劣後債、優先証券、偶発転換社債(CoCo債)等があります。
- ・ハイブリッド証券は「満期償還」、「繰上償還」、「利息(または配当)」等が定められていることから債券(発行体にとっての「負債」)に類似した性質を持つ一方で、普通社債と比較して債務不履行(デフォルト)時の支払い順位が劣後する点や発行体を取り巻く経済状況等により利息(または配当)の支払いの繰り延べまたは停止や繰上償還が延期されることがある点等から、発行体にとっては「資本」としての性質を併せ持っており、株式と債券の中間に位置すると考えられます。



* ファンドが投資対象とする優先証券は、優先株式等の持分証券ではなく、社債その他の債券をいいます。当該優先証券には、優先出資証券が含まれます。

※ 上記はハイブリッド証券の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースにあてはまるとは限りません。

劣 後 債： 一定の劣後事由が発生した場合に、その元利金の支払いが、劣後債以外の上位債券についての元利金等の支払いよりも低い順位におかれる債券のことです。

優 先 証 券： ハイブリッド証券の中で比較的株式に近い性質を有するものです。劣後債に比べ、価格変動が大きく、一定の劣後事由が発生した場合、元利金の支払いについて劣後債よりも低い順位におかれています。一方で議決権がない等、債券に似た性質もあります。

偶 発 転 換 社 債 (CoCo債)： ある一定の偶発条件が生じた場合(例えば、発行体である金融機関の自己資本比率がある一定レベル以下に低下した場合等)に、普通株に強制的に転換される転換社債をいいます。一般的な転換社債と異なり、株式に転換する権利はありません。

＜運用プロセス＞

- ① J.P.モルガン・アセット・マネジメント*のグローバルなネットワークを活用して行われるマクロ経済、債券市場および企業（発行体）等の調査・分析に基づき、主に先進国のハイブリッド証券を含む社債市場の中から、企業の財務状況や利回り水準等を勘案して通貨配分、セクター（種別）配分、個別銘柄選択を行います。
 - ② 通貨配分では各通貨のハイブリッド証券を含む社債市場における企業の財務状況、利回り水準、市場の動向を分析・評価します。セクター選択においては、セクター毎の見通しやセクター間の相対的価値等の分析に基づき、効果的なセクターの配分をめざします。
 - ③ 個別銘柄選択においては、今後の金融市場の見通しを考慮し、各セクターにおいて相対的に財務状況が安定しており、収益の獲得に資すると判断される銘柄を選択し、分散が十分に効いたファンドを構築します。
- *J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

2 毎月20日*の決算時に分配を行います。

ただし、必ず分配を行うものではありません。また、設定後の初回決算時（2026年10月）には分配を行いません。

*20日が休業日の場合は翌営業日となります。

〔分配金お支払いのイメージ図〕



（注）上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

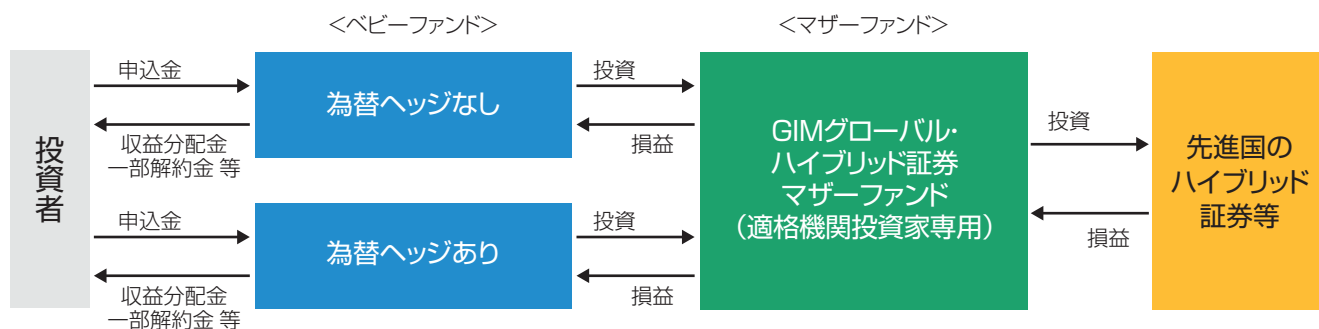
3 「為替ヘッジなし」は為替ヘッジを行いません。「為替ヘッジあり」は原則として、対円で為替ヘッジを行い、円高リスクの抑制をはかります。

「為替ヘッジなし」は、外貨建ての社債その他の債券に投資しますが、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

「為替ヘッジあり」は、外貨建ての社債その他の債券に投資しますが、原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、当該通貨と円との為替変動による影響を抑えます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

4 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

5 J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人)*¹に運用を委託*²します。

*1 以下、「運用委託先」といいます。

*2 「為替ヘッジあり」においては為替ヘッジを含みます。

J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用します。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、ファンドの純資産総額の30%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配方針

毎月の決算時(毎月20日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、設定後の初回決算時(2026年10月)には分配を行いません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

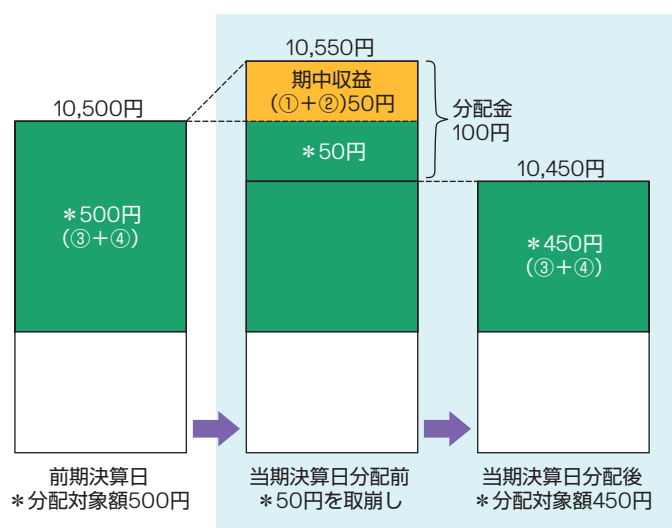


- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*1控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

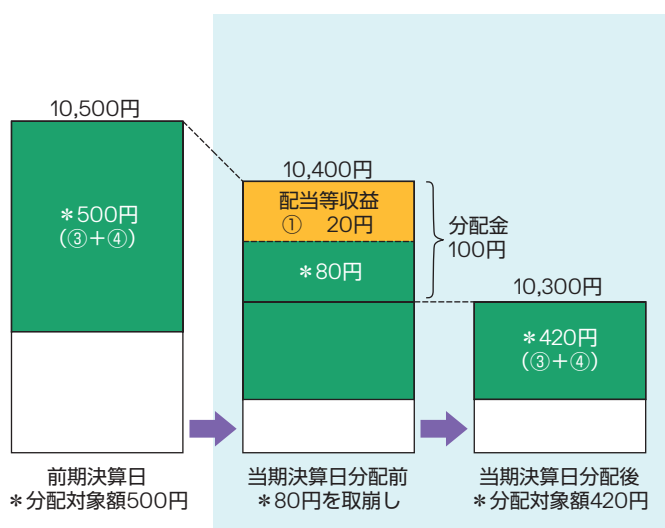
- *1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。
- *2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。
- *3 評価益を含みます。

決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



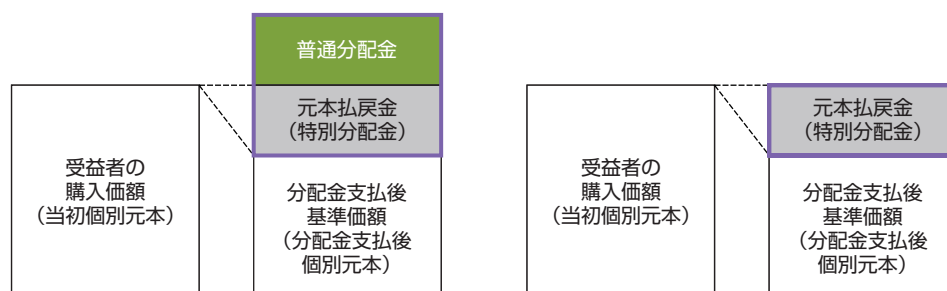
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の有価証券の売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※上記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

2. 投資リスク

**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。**

基準価額の変動要因

ファンドは、主に先進国のハイブリッド証券を含む社債その他の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

ハイブリッド証券 への投資に伴う 固有のリスク

- 元本の削減等について
実質破綻時損失吸収条項が付されている場合、この条項のついた劣後債の発行体が実質的に経営破たんした時には、たとえ劣後事由（一般的に、破産法の適用・会社更生法の適用・民事再生法の適用等を指します。）が生じていなくても元本の全部または一部の削減等が行われることがあります。その結果、当該証券の価格が大きく下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となることがあります。なお、元本の削減等の内容・条件は、銘柄の発行条件や法域・規制等により異なる場合があります。
- 弁済順位について
一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻などに陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。またハイブリッド証券は、その劣後性等の特性を背景として普通社債と比較して低い格付けが格付会社により付与される場合があります。当該格付けが低下する場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落する可能性があります。加えて、ハイブリッド証券の中でも偶発転換社債（CoCo債）は、発行体が実質的破綻状態であると規制当局が判断した場合や特定の財務条項に抵触した場合などに、元本の全額または一部削減や普通株式への転換が破綻前に執行される可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うこととなります。さらに、普通株式に転換された場合には当該資産は株式となるため、弁済順位は株式と同等となります。
- 制度変更等に関わるリスク
将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等（規制・監督上の取扱いの変更等を含みます。）があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。
- 利息・配当の支払いについて
ハイブリッド証券に利息・配当の支払い繰延条項がある場合、発行体の著しい業績悪化等により、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。その結果、投資収益が低下し、当該証券の価格が下落する可能性があります。
- 繰上償還について
ハイブリッド証券には、原則として繰上償還条項が設定されていますが、繰上償還は発行体の判断により実施されるものであり、必ずしも実施されるとは限りません。発行体の著しい業績悪化、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や、繰上償還されないと見込まれる場合には、償還までの期間が想定より長期化し、金利変動等の影響を受けやすくなること等により、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。

信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。また、当該債券の価格は、格付の変更によっても変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。
為替変動リスク	「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。 「為替ヘッジあり」は、原則として、対円で為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

リスクの管理体制

運用委託先において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック
- 為替ヘッジ状況のモニター

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

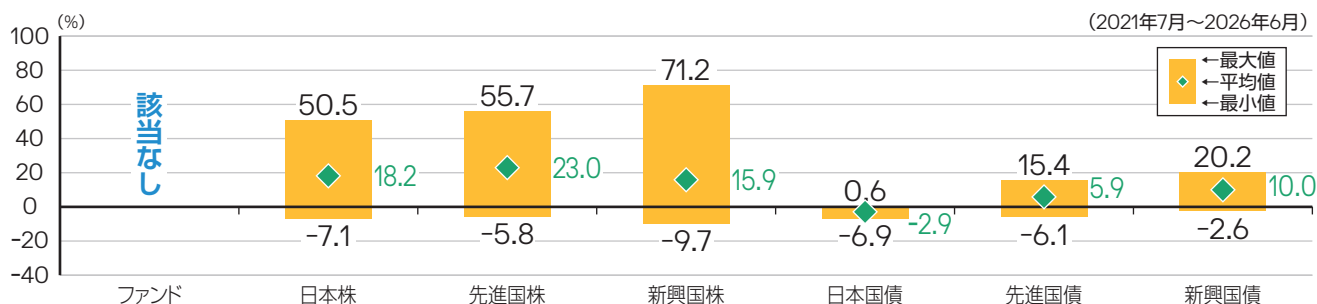
JPモルガン・グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし、毎月決算型)

<ファンドの分配金再投資基準価額/基準価額・年間騰落率の推移>

ファンドは2026年9月30日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

2021年7月～2026年6月の5年間ににおける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、代表的な資産クラス間で比較したものです。



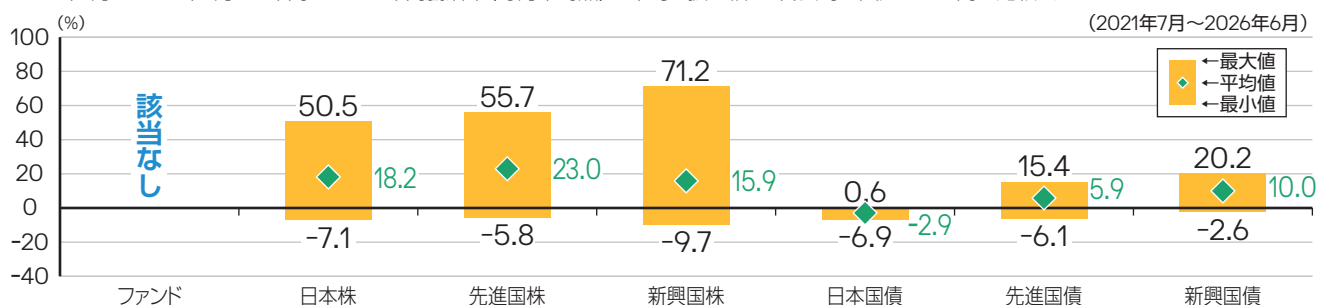
JPモルガン・グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり、毎月決算型)

<ファンドの分配金再投資基準価額/基準価額・年間騰落率の推移>

ファンドは2026年9月30日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

2021年7月～2026年6月の5年間ににおける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、代表的な資産クラス間で比較したものです。



(ご注意)

○ファンドは2026年9月30日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

○代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)

○代表的な資産クラスの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

○ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティー・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社で開示される予定です。

基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、2026年9月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

分配の推移

ファンドの運用は、2026年9月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドの運用は、2026年9月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

年間収益率の推移

ファンドの運用は、2026年9月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	当初申込期間：2026年9月29日までに販売会社に購入代金をお支払いいただきます。 継続申込期間：販売会社が定める日までに購入代金を販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	継続申込期間中、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日には、購入・換金申込みの受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間：販売会社が定める時間とします。 継続申込期間：原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年9月11日から2026年9月29日までとします。 継続申込期間：2026年9月30日から2027年11月18日までとします。 継続申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換 金 制 限	ファンドに対し大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	以下の場合、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取り消しができることがあります。 ・ 有価証券取引市場における取引の停止 ・ 外国為替取引の停止 ・ その他やむを得ない事情
信 託 期 間	2026年9月30日から2047年8月20日(休業日の場合は翌営業日)までです。
繰 上 償 還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ 設定日から1年経過以降、ファンドの純資産総額が20億円を下回るようになった場合 ・ ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・ やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)です。なお、初回決算日は2026年10月20日です。
収 益 分 配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、設定後の初回決算時(2026年10月)には分配を行いません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	「為替ヘッジなし」につき5,000億円、「為替ヘッジあり」につき5,000億円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	2月、8月の決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。

課 税 関 係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となりますが、このファンドは、NISAの対象ではありません。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。
---------	---

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.3% (税抜3.0%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
	当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 年率1.342% (税抜1.22%) がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。	
	(委託会社)	年率0.66% (税抜0.60%) ※1 投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価
	(販売会社)	年率0.66% (税抜0.60%) 受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価
	(受託会社)	年率0.022% (税抜0.02%) 信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価
※1 内、「為替ヘッジなし」において年率0.25%、「為替ヘッジあり」において年率0.2575%※2を、投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として運用委託先に、決算日および償還日の翌営業日以降に支払います。ただし、マザーファンドが償還する場合は、償還日の翌営業日以降に支払うものとします。 ※2 為替ヘッジにかかる運用委託報酬0.0075%を含みます。		

その他の費用・手数料

- 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。
 - ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)
 - ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)
 - ・信託財産に関する租税
 - ・信託事務の処理に関する諸費用
 - ・ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用
 - ・その他ファンドの運用上必要な費用
 (注)上記の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。
- ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうち、ファンドの財務諸表の監査にかかる費用*、目論見書、運用報告書等の開示資料にかかる事務費用、ファンドの計理事務にかかる費用、ファンドの受益権の管理にかかる事務費用等(委託会社が第三者にこれらの事務を委託する場合の委託費用を含みます。)は純資産総額に対して、委託会社が合理的に見積もった一定の率(上限年率0.11%(税抜0.10%))を乗じて得た額を信託財産に日々計上します。

*当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注1) 上記は、2026年6月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2) 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注3) 法人の場合は上記とは異なります。

(注4) 税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドの運用は、2026年9月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、開示できる情報はありません。